

やっしろ平野

2016.4
広報
No.25



レタス収穫作業(千丁町地区、吉住さん)



みどり
水土里ネット 八代平野北部

(八代平野北部土地改良区)

〒866-0893 熊本県八代市海士江町2890番地1

TEL 0965-34-5454

FAX 0965-34-5455

E-mail:yatusiroheiya-hokubu@viola.ocn.ne.jp



ごあいさつ

八代平野北部土地改良区理事長 坂田 孝志

新緑の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご健勝でご活躍のこととお慶び申し上げます。

常日頃より、当土地改良区の業務運営及び事業推進につきましては、特段のご理解とご協力を賜わり、深く感謝致しますと共に心から御礼申し上げます。

又、昨年8月25日午前5時過ぎに台風15号が宇城市付近を通過後、午前6時に強い勢力で荒尾市付近に上陸し、県内全域を暴風雨に巻き込み、多くの地域で多数の被害をもたらしました。この十数年ぶりとなる大型台風により県内でも約54億円、うち八代管内でも約10億円の農業被害を受けております。改めてまして被害に遭われた農家の方々に対しまして衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、国の土地改良関係予算（農業農村整備事業費）は、平成22年度の大幅削減以降、政権交代から徐々に回復傾向にありますが、未だ元の水準まで戻っておらず、平成27年度補正予算につきましては990億円の確保がなされ、平成28年度当初予算は平成27年度予算と比較し約1000億円の増額要求に対し232億円の増額に留まっております。事業を計画的かつ着実に推進する為には必要な予算を当初予算でしっかりと確保する必要があります。その様なことから本土地改良区では昨年度において、各関係機関等へ地域農業の現状を踏まえ、農業農村整備事業に係る予算確保についての要請活動を度々行って参りましたが、今後も事業の進捗に影響を来さないよう更なる予算獲得へ向け、積極的に働きかけて参る所存でございます。

本年度の事業と致しましては、昨年度より「国営かんがい排水事業」の八代平野地区調査が始まり、現在、平成30年度の着工に向けて八代平野土地改良区連合及び八代平野南部土地改良区を含めた八代平野全体の整備構想を九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所並びに熊本県、関係市町等関係機関と協議を続けているところでございます。今後、策定される事業計画を理事会、総代会等で提示し、組合員の皆様方のご理解をいただきながら推進して参りたいと考えております。

その他事業と致しまして、鏡町塩浜地区、昭和地区、野崎地区、両出地区、貝洲地区の経営体育成基盤整備事業、又、郡築地区の排水対策特別事業及び基幹水利施設整備事業の県営事業に加え、農業基盤整備促進事業等の団体営事業が予定されております。

農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しておりますが、本土地改良区と致しましては、今後も国や県、関係市町などの行政機関等と連携を取り、各種制度や施策に対応し、関係組合員の農業生産性向上の為に貢献できますよう、更には農業水利施設の持つ多面的機能の恩恵を受ける地域の方々と共に共存しながら、安定的な農業用水の確保を心掛け、適切な維持管理に努めて参りたいと思っております。

最後に、平成28年度の予算執行にあたりましては、業務全般の合理化、効率化を図りながら経費削減に努め、総代、役職員一丸となって鋭意努力する所存でございますので、組合員の皆様方を始め関係各位のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



第51回 通常総代会開催

平成28年3月22日(火)、午前9時より当土地改良区2階会議室において、熊本県県南広域本部農地整備課長及び、八代市農地整備課長、氷川町農地整備課長のご出席のもと、第51回通常総代会が行われました。平成27年度補正予算及び平成28年度予算など全9議案について慎重審議され、全て原案のとおり可決されました。

議 決 議 案

議案第1号	平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出補正予算について
議案第2号	平成27年度長期借入金の変更について
議案第3号	平成28年度事業計画及び一般会計並びに特別会計歳入歳出予算について
議案第4号	平成28年度組合費の賦課及び徴収方法について
議案第5号	平成28年度農地転用決済金の改定について
議案第6号	平成28年度歳計現金預入先について
議案第7号	平成28年度長期借入金について
議案第8号	八代平野土地改良区連合議員の補欠選任について
議案第9号	氷川下流土地改良区連合議員の選任について



第51回 通常総代会時、理事長挨拶の様子

水 利 用 の 心 得

1. みんなで計画的な水利用をしよう
2. みんなで水配分に協力しよう
3. みんなで無駄なく節水しよう
4. みんなで施設を大切に守りましょう

平成28年度 事業計画書

(1) 県営で行なう土地改良事業（予算要求）

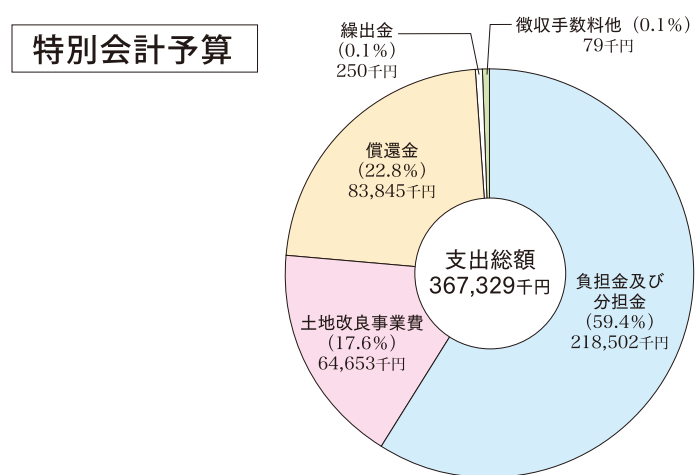
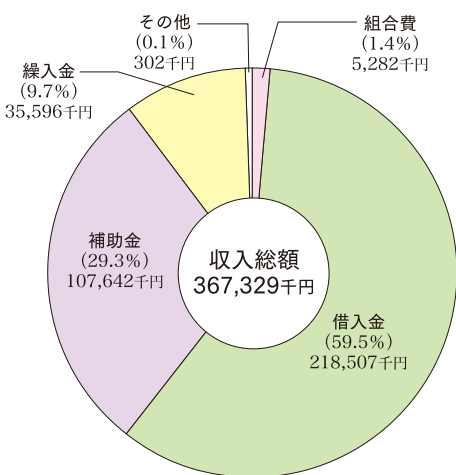
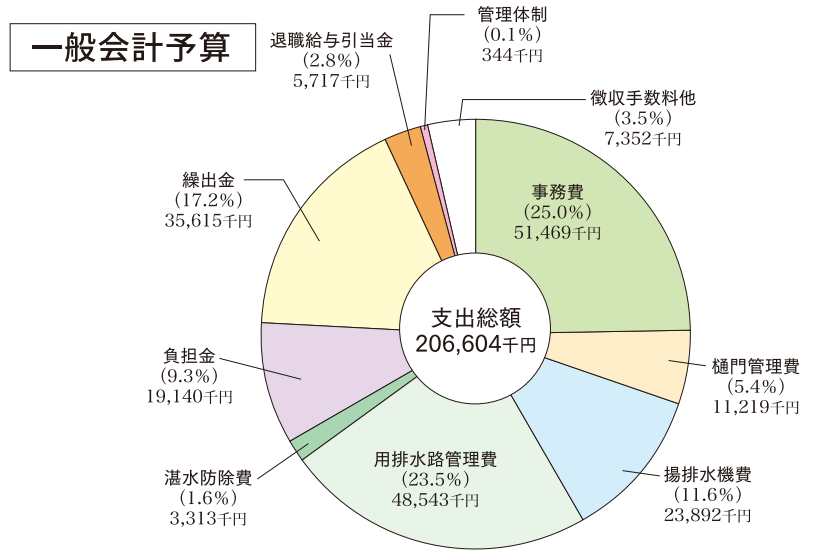
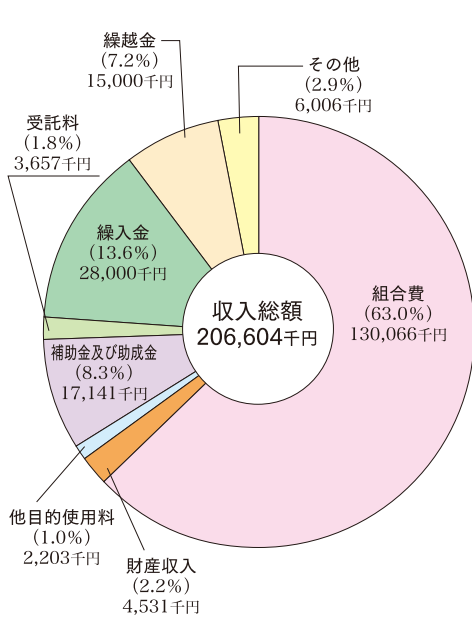
地区名及び事業費及び事業量	平成27年度迄	平成28年度	平成29年度以降
県営鏡町塩浜地区経営体育成基盤整備事業 事業費 519,000千円 事業量 排水路工 L= 5,711.0 m 道路工 L= 1,025.0 m 暗渠排水工 A= 18.9 ha 客土工 A= 25.0 ha	358,200千円 排水路工 L= 5,188.0 m 道路工 L= 300.0 m 暗渠排水工 A= 10.0 ha	57,000千円 排水路工 L= 523.0 m 道路工 L= 208.0 m 暗渠排水工 A= 5.0 ha	103,800千円 道路工 L= 517.0 m 暗渠排水工 A= 3.9 ha 客土工 A= 25.0 ha
県営昭和地区経営体育成基盤整備事業 事業費 4,248,000千円 事業量 用水路工 L= 20,417.0 m 排水路工 L= 12,345.0 m 道路工 L= 6,100.0 m 暗渠排水工 A= 15.7 ha 排水機場 1ヶ所	1,063,550千円 用水路工 L= 12,090.0 m 排水路工 L= 8,824.0 m 道路工 L= 160.0 m	500,000千円 用水路工 L= 5,300.0 m 排水路工 L= 3,500.0 m 道路工 L= 160.0 m	2,684,450千円 用水路工 L= 3,027.0 m 排水路工 L= 21.0 m 道路工 L= 5,780.0 m 暗渠排水工 A= 15.7 ha 排水機場 1ヶ所
県営野崎地区経営体育成基盤整備事業 事業費 736,000千円 事業量 排水路工 L= 6,000.0 m 道路工 L= 1,300.0 m 暗渠排水工 A= 12.5 ha 排水機場 1ヶ所 客土工 A= 36.3 ha	303,250千円 排水路工 L= 4,431.0 m 暗渠排水工 A= 2.0 ha	83,000千円 排水路工 L= 1,300.0 m 暗渠排水工 A= 2.0 ha 排水機場下部工一式	349,750千円 排水路工 L= 269.0 m 道路工 L= 1,300.0 m 暗渠排水工 A= 8.5 ha 排水機場 1ヶ所 客土工 A= 36.3 ha
県営両出地区経営体育成基盤整備事業 事業費 1,215,000千円 事業量 用水路工 L= 13,725.0 m 排水路工 L= 9,160.0 m 道路工 L= 6,670.0 m 暗渠排水工 A= 9.0 ha 客土工 A= 24.8 ha	369,000千円 用水路工 L= 680.0 m 排水路工 L= 3,050.0 m	280,000千円 用水路工 L= 280.0 m 排水路工 L= 3,860.0 m	566,000千円 用水路工 L= 12,765.0 m 排水路工 L= 2,250.0 m 道路工 L= 6,670.0 m 暗渠排水工 A= 9.0 ha 客土工 A= 24.8 ha
県営貝洲地区経営体育成基盤整備事業 事業費 416,000千円 事業量 区画整理 A= 23.7 ha	- 千円	30,000千円 測量設計一式 換地一式	386,000千円 区画整理 A= 23.7 ha
県営第二郡築地区排水対策特別事業 事業費 2,741,000千円 事業量 排水機場 1ヶ所	798,400千円 排水機場 1ヶ所	385,000千円 排水機場 1ヶ所	1,557,600千円 排水機場 1ヶ所
県営郡築地区基幹水利施設整備事業 事業費 1,120,000千円 事業量 排水機場 エンジン更新3基	663,290千円 排水機場 1ヶ所	280,000千円 排水機場 1ヶ所	176,710千円 排水機場 1ヶ所

(2) 団体営で行なう土地改良事業（要望額）

地区名及び事業費及び事業量	平成27年度迄	平成28年度	平成29年度以降
団体営農業基盤整備促進事業(定率)【球磨川右岸1】 事業費 60,000千円 事業量 用水路工(改修) L= 2,660.0 m	- 千円	60,000千円 用水路工(改修) L= 2,660.0 m	- 千円
団体営農地耕作条件改善事業(定率)【松高】 事業費 4,640千円 事業量 用水路工(改修) L= 200.0 m	- 千円	4,640千円 用水路工(改修) L= 200.0 m	- 千円

(3) 小規模補修につきましては予算の範囲内で原材料を支給しますので地元で補修願います。

平成28年度 予算書



活動報告

熊本県水とみどりの森づくり活動 支援事業「八代平野の森」

平成23年度に坂本町中谷地区の森林において植樹を行い、平成27年度は、水土里ネット役職員で下草刈りを実施しました。



国営造成施設管理体制整備促進事業

『九州国際スリーデーマーチ』への出店を通して、土地改良区の紹介及び農業水利施設の持つ多面的機能のPRを行い、地域住民の関心を深める啓発活動を行っております。



用水路目地補修手順書(BOメジコンミニ ベんり君)



①道具の準備 ↓

①準備するもの

- ・ブラシ
- ・バケツ
(掃除した箇所を水で流す)
- ・カッター
- ・ゴム手袋
- ・べんり君



②用水路目地の清掃を行う ↓

②清掃

- ・ブラシ
- ・バケツ
(掃除した箇所を水で流す)



⑤べんり君を棒状に伸ばし修繕したい所につける ↓



③べんり君をカッターで上記のようにあける ↓

③混ぜ合わせ

- ・べんり君
(主剤・硬化剤)
- ・手袋
- ・カッター



④べんり君を色が均一になるまで混ぜ合わせる(グレー)



⑥側溝となじむように擦り付けを行う ↓



⑦完了

※備考 べんり君は1セット当たり300型の側溝なら2~3カ所分、施工することができます。

ゴミを捨てないで

管内の都市化・混住化により、水路、水路敷地への不法投棄が依然としてあります。水路には家庭ゴミが多くみられるようになり水路敷地に粗大ゴミの投棄があることもあります。農業水利施設は、ゴミ捨て場ではありません。これらの撤去及び処理に苦慮しています。自分も捨てないし、捨てる人を見かけたら注意を呼びかけてください。



土地の売買などしていませんか 変更したら必ず改良区へ届け出ましょう

法務局・市・町を変更されても、改良区は変更されません。

- 農地を売買又は交換したとき。
- 農地の貸借したとき又は、解約したとき。
- 組合員が亡くなれば相続等により取得されたとき。
- 組合員の住所が変わったとき。
- 農業者年金の受給又は、老齢で後継者に経営移譲するとき。

※以上のようなとき、市や法務局等の公共機関で手続きを行っても、直接土地改良区に届出がなければ台帳等の修正は行われませんので、ご注意ください。

- ★ 一般会計賦課金の賦課基準は、4月1日現在の土地原簿によって計算されます。
- ★ 事業特別会計賦課金の賦課基準は、9月1日現在の土地原簿によって計算されます。

ご注意

公共事業の転用にも、決済金がかかります。

- ★ 転用によって農地が減ることになると、残った農地が土地改良施設の維持管理等の負担を負うことになります。
- そこで、組合員のみなさまの負担の公平を図るため、土地改良法第42条の規定により決済金を納めていただくことになります。

- 公共事業（道路、公園、河川、建物、新幹線等）の用地として、転用される農地について転用決済金の納付が義務づけられています。 『土地改良法第42条第2項』
- 土地改良区地区内の農地を売買するとき（競売も含む）や組合員の資格を交替する場合にその土地に滞納賦課金があると、その納入義務は土地改良法の規定により、新しい資格者に継承されます。資格取得の際は必ず土地改良区で滞納賦課金について確認されるようお願いいたします。
- 農地転用申請と決済金の納付がない限り、土地改良区の土地台帳から、賦課面積を削除できませんのでそのまま賦課金がかかります。
- 用地買収説明会、価格交渉、契約調印の際など、事業主体（買収者）と十分話し合い、速やかに手続きされますようお願いいたします。

八代地域農協・ゆうちょ銀行口座振替のご案内

自動口座振替にすると賦課金・使用料の納入が、安全・便利・確実になり、納め忘れがなくなり、納入期限日に、指定口座から自動的に振替えられます。
申込み…ご希望の方は徴収係までご連絡ください。

賦課金は納期限までに納入 頂きますようご協力下さい。

賦課金を滞納すると、納期限までに納められた納入者との公平を保つため、滞納している方の財産（不動産、預貯金、給与など）の差押え等の滞納処分を行うことになります。

個人情報取り扱いについて

八代平野北部土地改良区では、法令等を遵守し、情報漏洩防止のための技術管理、人的管理措置を講じており、個人情報の保護に努めております。

閲覧には、本人確認等（代理の方は委任状）が必要となる場合がございますので、本人確認ができる書類（免許証等）をご持参下さいますよう、ご協力をお願い致します。

※個人情報の取り扱いに関してご質問・苦情等ございましたら、当土地改良区までお問い合わせ下さい。

水難事故防止のご協力を

平成28年4月1日現在

関係市町名	受益面積	組合員数
八代市	4,673ha	5,248名
氷川町	25ha	50名
合計	4,698ha	5,298名



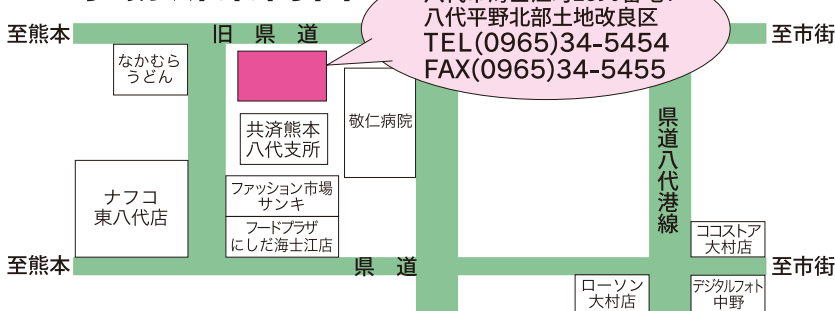
用水路は、水深が深く流れも急です。落ちたら這い上がることができません。また、道路と交差するところは更に深く危険です。

土地改良区においても看板を設置したり安全管理の点検を行っているものの、万全の事故防止策ができません。

※子供さんが水路の近くで遊んでいたら声をかけ注意して下さい。



事務所案内図



八代市海士江町2890番地1
八代平野北部土地改良区
TEL(0965)34-5454
FAX(0965)34-5455

八代平野北部土地改良区広報 — No.25 —

発行/八代平野北部土地改良区
〒866-0893
八代市海士江町2890-1
TEL: (0965) 34-5454
FAX: (0965) 34-5455

ホームページ
<http://yatsushiro-heiya.jp>
編集/管理課